

金沢市バレーボール協会表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、金沢市バレーボール協会規約第2章において貢献したものを表彰することに必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、功労者表彰、特別優秀選手表彰、優秀指導者表彰、優秀選手表彰とする。

(表彰対象者の基準)

第3条 表彰の対象として推薦される者は、次のいずれかの項目に該当するものとする。

- 1 金沢市バレーボール協会の登録チーム並びにその選手。
- 2 金沢市所在の小学校、中学校、高等学校に在籍もしくは卒業した者。
- 3 本籍もしくは現住所が金沢市である者。
- 4 永年にわたり金沢市バレーボール協会の発展運営に携わった者。

(表彰種類の基準)

第4条 表彰種類の基準は、それぞれ次に定める基準による。

1 功労者表彰

- 1) バレーボール競技の普及発展に尽力し、その功績が顕著な者。
- 2) 協会発展に尽力し、その功績が顕著な者。
- 3) バレーボールの競技力向上に貢献し、その功績が顕著な者。

2 特別優秀選手表彰

- 1) 日本代表として国際大会等において、顕著な功績を残した者。

3 優秀指導者表彰

- 1) 公益財団法人 日本バレーボール協会が主催及び主管する全国大会に第3位以内に入賞した指導者。

4 優秀選手表彰

- 1) 公益財団法人 日本バレーボール協会が主催及び主管する全国大会に第3位以内に入賞した選手及びチーム。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、常任理事会に諮り決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は原則として、年度当初の理事会で行うが、年度途中で表彰の必要が生じた場合には、常任理事会に諮り決定する。被表彰者には表彰状および記念品を授与する。

(雑則)

第7条 その他表彰に関して必要な事項は、常任理事会に諮って定める。

附則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年4月1日から改定する。